

第百七十四号議案

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例
東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二 十九の項中「及び羽田空港三丁目」を「、羽田空港三丁目、令和島一丁目及び令和島二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

大田区における用途地域の指定に伴い、日影規制の対象区域を改める必要がある。